

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び
石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和7年6月18日

（１）固定式刺し網漁業（雑魚類）

漁業の 種類	制限措置							新規の 許可・ 継続の 許可	許可の有効期 間	遊休許可の 枠数管理の 数	県漁協支 所及び出 張所（旧 漁協又は 地区） 、都道府 県
	漁業種類	許可又は起 業の認可を すべき船舶 等の数及び 船舶の総ト ン数又は漁 業者の数	船舶のト ン数	推進機関 の馬力数	操業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の 資格				
固定式刺し 網漁業	固定式刺し網漁業（雑 魚類）	1	10トン未 満	定めなし	羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福 浦港との最大高潮時海岸線におけ る境界点（北緯37度03. 867分東経 136度43. 300分）270. 0度の線と輪 島市門前町樽見と同市上大沢との 最大高潮時海岸線における境界点 （北緯37度22. 225分東経136度 46. 638分）315. 0度の線との両線間 における石川県沖合海域（共同漁 業権漁場区域は除く）。ただし、 水深75メートル（総トン数１トン 未満漁船にあっては水深50メート ル）以浅の海域に限る。	2月11日 から 12月31日ま で	次の(1)(2)のい ずれにも該当す る者 (1) 漁船使用 者。ただし、漁 船使用予定者を 含む。※ (2) 羽咋郡志賀 町福浦港から樽 見までに漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	新規	5年未 満	0	富来湾

(2) 固定式刺し網漁業（かれい類）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格				
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業（かれい類）	1	10トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港の最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分東経136度43.300分）270.0度の線と輪島市門前町樽見と同市上大沢との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度22.225分東経136度46.638分）315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、水深90メートル以深及び水深160メートル以浅の海域に限る。	12月5日から翌年3月10日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ (2) 羽咋郡志賀町福浦港から輪島市樽見町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年未満	0	富来湾

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和7年6月18日から令和7年7月17日まで